

国土交通省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文

一 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（本則関係）	1
二 国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）（附則第二項関係）	36
三 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）（附則第三項関係）	37

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七～十三 （略）</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 公共用地取得制度に関する事。</p> <p>八 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事。</p> <p>九 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関する事。</p> <p>十 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。</p> <p>十一 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関する事。</p> <p>十二～十八 （略）</p> <p>十九 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関する事。</p> <p>二十 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第二十条第一項に規定する農村地域への同条第二項に規定する工業等の導入の促進に関する事。</p> <p>二十一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）</p>

第七条第九項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二十二 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二十三 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十四 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること（航空局の所掌に属するものを除く。）。

二十五 貨物自動車ターミナルに関すること。

二十六 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

二十七～三十二 （略）

三十三 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業（鉄道整備事業、港湾整備事業及び空港整備事業並びにこれらに関連するものを除く。第四十条において同じ。）間の調整に関すること。

三十四～五十五 （略）

2 情報管理部は、前項第五十号から第五十四号までに掲げる事務をつかさどる。

（土地・水資源局の所掌事務）

第六条 土地・水資源局は、次に掲げる事務をつかさどる。

十四～十九 （略）

二十 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業（鉄道整備事業、港湾整備事業及び空港整備事業並びにこれらに関連するものを除く。第三十七条第十号において同じ。）間の調整に関すること。

二十一～四十二 （略）

2 情報管理部は、前項第三十七号から第四十一号までに掲げる事務をつかさどる。

（土地・水資源局の所掌事務）

第六条 土地・水資源局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 公共用地取得制度に関すること。

四 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

五 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。

六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

七 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

八 〓十六 (略)

2 水資源部は、前項第十五号及び第十六号に掲げる事務をつかさどる。

(都市・地域整備局の所掌事務)

第七条 都市・地域整備局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 〓十八 (略)

十九 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付けに関すること（独立行政法人都市再生機構の行う宅地の造成及び土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。）に要する資金の貸付けに関すること並びに土地・水資源局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。

二十 〓二十八 (略)

一・二 (略)

三 〓十一 (略)

2 水資源部は、前項第十号及び第十一号に掲げる事務をつかさどる。

(都市・地域整備局の所掌事務)

第七条 都市・地域整備局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 〓十八 (略)

十九 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付けに関すること（独立行政法人都市再生機構の行う宅地の造成及び土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。）に要する資金の貸付けに関すること並びに総合政策局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。

二十 〓二十八 (略)

2 (略)

(自動車交通局の所掌事務)

第十二条 自動車交通局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 自動車ターミナルに関する事(政策統括官の所掌に属するものを除く。)

三十三 (略)

2 (略)

(航空局の所掌事務)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 技術部は、第一項第三号に掲げる事務(管制保安部の所掌に属するものを除く。)、並びに同項第四号、第五号及び第九号に掲げる事務をつかさどる。

5 管制保安部は、第一項第三号に掲げる事務(航空交通に関する空域の指定及び航空機の離陸又は着陸のための飛行の方式の設定に関することに限る。)、同項第六号に掲げる事務(航空保安施設の設置及び管理に関することに限る。)、並びに同項第八号、第十号及び第十一号に掲げる事務をつかさどる。

2 (略)

(自動車交通局の所掌事務)

第十二条 自動車交通局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 自動車ターミナルに関する事(総合政策局の所掌に属するものを除く。)

三十三 (略)

2 (略)

(航空局の所掌事務)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 技術部は、第一項第三号に掲げる事務(管制保安部の所掌に属するものを除く。)、同項第四号及び第五号に掲げる事務、同項第八号に掲げる事務(航空路誌の編集に関することに限る。)、並びに同項第九号に掲げる事務をつかさどる。

5 管制保安部は、第一項第三号に掲げる事務(航空交通に関する空域の指定及び航空機の離陸又は着陸のための飛行の方式の設定に関することに限る。)、同項第六号に掲げる事務(航空保安施設の設置及び管理に関することに限る。)、同項第八号に掲げる事務(技術部の所掌に属するものを除く。)、並びに同項第十号及び第十一号に掲げる事務をつかさどる。

(政策統括官の職務)

第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一・二 (略)

三 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

四 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第一百十二号)第二条第一項に規定する農村地域への同条第二項に規定する工業等の導入の促進に関すること。

五 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第七条第九項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関すること。

六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること(港湾局の所掌に属するものを除く)。

七 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

八 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること(航空局の所掌に属するものを除く)。

九 貨物自動車ターミナルに関すること。

十 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

十一 (略)

十二 国土交通省の所掌に係る危機管理に関する事務の総括に関すること(第四条第一項第二十八号及び第八条第一項第十二号に掲げる事務を除く)。

(政策統括官の職務)

第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一・二 (略)

三 (略)

四 国土交通省の所掌に係る危機管理に関する事務の総括に関すること(第四条第一項第四十一号及び第八条第一項第十二号に掲げる事務を除く)。

十三〽十八 (略)

(総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、総合観光政策審議官、運輸安全政策審議官、政策評価審議官、審議官及び技術審議官)

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、総合観光政策審議官一人、運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、審議官十九人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び技術審議官四人を置く。

2・3 (略)

4 建設流通政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する建物その他の施設の建設並びに宅地及び建物の流通に係る市場の整備に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

5〽9 (略)

(参事官及び技術参事官)

第二十一条 大臣官房に、参事官十二人及び**技術参事官二人**を置く。

2・3 (略)

(技術調査課の所掌事務)

第三十条 技術調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〽七 (略)

五〽十 (略)

(総括審議官、技術総括審議官、総合観光政策審議官、運輸安全政策審議官、政策評価審議官、審議官及び技術審議官)

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、総合観光政策審議官一人、運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、審議官十九人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び技術審議官四人を置く。

2・3 (略)

4〽8 (略)

(参事官及び技術参事官)

第二十一条 大臣官房に、参事官十三人及び**技術参事官一人**を置く。

2・3 (略)

(技術調査課の所掌事務)

第三十条 技術調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〽七 (略)

八 独立行政法人評価委員会の土木研究所分科会及び建築研究所分科会の庶務に関すること。

(総合政策局に置く課)

第三十六条 総合政策局に、情報管理部に置くもののほか、次の十七課を置く。

総務課

政策課

安心生活政策課

環境政策課

海洋政策課

交通計画課

建設業課

建設市場整備課

建設施工企画課

不動産業課

技術安全課

観光政策課

観光経済課

国際観光課

八 独立行政法人評価委員会土木研究所分科会及び建築研究所分科会の庶務に関すること。

(総合政策局に置く課)

第三十六条 総合政策局に、情報管理部に置くもののほか、次の十九課を置く。

総務課

政策課

環境・海洋課

国土環境・調整課

交通計画課

建設業課

建設振興課

建設施工企画課

不動産業課

貨物流通施設課

複合貨物流通課

交通消費者行政課

技術安全課

観光政策課

観光経済課

国際観光課

観光地域振興課

観光資源課

観光事業課

2 情報管理部に、次の三課を置く。

情報政策課

行政情報化推進課

情報安全・調査課

(総務課の所掌事務)

第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九 (略)

十 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業間の調整に関する事。

十一 直轄事業の施行の合理化のための方策(二以上の部局に共通するものに限る。)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事。

(建設市場整備課及び建設施工企画課の所掌に属するものを除く。)

十二 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の規定による基本指針の策定の取りまとめに関する事並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関する事。

十三 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に規定する基盤的技術

観光地域振興課

観光資源課

観光事業課

2 情報管理部に、次の三課を置く。

情報企画課

建設調査統計課

交通調査統計課

(総務課の所掌事務)

第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九 (略)

産業集積活性化計画（船体ブロック製造業及び船用機関製造業に係るものを除く。）に関すること。

十四〽十七（略）

（政策課の所掌事務）

第三十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〽四（略）

（安心生活政策課の所掌事務）

第三十九条 安心生活政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に関する次に掲げる事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

イ 高齢者、障害者、子ども及び妊産婦が安心して生活するために必要なこれらの者の移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上

ロ 交通に関連する一般消費者の利便の増進及び利益の保護

二 国土交通省の所掌事務に係る輸送及び保管に関連する運賃及び料金に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

十〽十三（略）

（政策課の所掌事務）

第三十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〽四（略）

五 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること（他局及び交通消費者行政課の所掌に属するものを除く。）

三 国土交通省の所掌事務に関する交通に関する事故に係る救済に関する事務の総括に関すること。

四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

（環境政策課の所掌事務）

第四十条 環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に係る環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

二・三 （略）

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌事務に係る環境の保全に関する政策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

五・六 （略）

（環境・海洋課の所掌事務）

第三十九条 環境・海洋課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に係る環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（国土環境・調整課の所掌に属するものを除く。）。

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること（海上保安庁並びに海事局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。

三・四 （略）

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌事務に係る環境の保全に関する政策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

六・七 （略）

八 国土交通省の所掌事務に関する海洋の開発及び利用に関する事務の総括に関すること。

（国土環境・調整課の所掌事務）

第四十条 国土環境・調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に係る環境の保全（国土の保全及び道路、公園、下水道その他の社会資本の整備に関連するもの（交通に関連するものを除く。）に限る。）に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 二 公共用地取得制度に関すること。
- 三 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
- 四 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。
- 五 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。
- 六 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。
- 七 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業間の調整に関すること。
- 八 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること（建設振興課及び建設施工企画課の所掌に属するものを除く。）。
- 九 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の規定による基本指針の策定の取りまとめに関すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者

(海洋政策課の所掌事務)

第四十一条 海洋政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に係る海洋の開発及び利用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

- 二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること(海上保安庁並びに海事局及び港湾局の所掌に属するものを除く。)

(交通計画課の所掌事務)

第四十二条 (略)

(建設業課の所掌事務)

第四十三条 建設業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建設業(浄化槽工事業を含む。)の発達、改善及び調整に関すること
と(建設市場整備課及び建設施工企画課の所掌に属するものを除く。)

- 二 建設工事の請負契約の適正化に関すること(建設市場整備課の所掌

の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関すること。

- 十 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に規定する基盤的技術産業集積活性化計画(船体ブロック製造業及び舶用機関製造業に係るものを除く。)に関すること。

(交通計画課の所掌事務)

第四十一条 (略)

(建設業課の所掌事務)

第四十二条 建設業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建設業(浄化槽工事業を含む。)の発達、改善及び調整に関すること
と(建設振興課及び建設施工企画課の所掌に属するものを除く。)

- 二 建設工事の請負契約の適正化に関すること。

に属するものを除く。)

三〇五 (略)

(建設市場整備課の所掌事務)

第四十四条 建設市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建設業者及び建設コンサルタント(以下この条において「建設業者等」という。)の経営の方法の改善及び技術の向上のための方策に関する企画及び立案並びに指導にすること。

二 建設工事の下請契約の適正化にすること。

三 (略)

四 建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導にすること。

五・六 (略)

七 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定による基本方針の策定に関する事務のうち建設業者等に係る創業にすること。

八〇十 (略)

(建設施工企画課の所掌事務)

三〇五 (略)

(建設振興課の所掌事務)

第四十三条 建設振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建設業者及び建設コンサルタント(以下この条において「建設業者等」という。)の経営の方法の改善及び技術の向上のための方策(建設業者に係るものにあつては、専ら専門工事業者(主として土木一式工事又は建築一式工事を請け負う建設業者以外の建設業者をいう。第六号において同じ。)に係るものに限る。)に関する企画及び立案並びに指導にすること。

二 (略)

三 建設業者等の共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導にすること。

四・五 (略)

六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定による基本方針の策定に関する事務のうち建設業者等に係る創業(建設業者に係るものにあつては、専ら専門工事業者に係るものに限る。)に関すること。

七〇九 (略)

(建設施工企画課の所掌事務)

第四十五条 (略)

(不動産業課の所掌事務)

第四十六条 (略)

第四十七条から第四十九条まで 削除

第四十四条 (略)

(不動産業課の所掌事務)

第四十五条 (略)

第四十六条 削除

(貨物流通施設課の所掌事務)

第四十七条 貨物流通施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること(航空局の所掌に属するものを除く。)
- 三 貨物自動車ターミナルに関すること。
- 四 農村地域工業等導入促進法第二条第一項に規定する農村地域への同条第二項に規定する工業等の導入の促進に関すること。
- 五 中心市街地の活性化に関する法律第七条第九項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関すること(政策統括官の所掌に属するものを除く。)
- 六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること(港湾局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。)

(複合貨物流通課の所掌事務)

第四十八条 複合貨物流通課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

(交通消費者行政課の所掌事務)

第四十九条 交通消費者行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に係る交通に関連する一般消費者の利便の増進及び利益の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 二 国土交通省の所掌事務に係る輸送及び保管に関連する運賃及び料金に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 三 国土交通省の所掌事務に関する交通に関する事故に係る救済に関する事務の総括に関すること。
- 四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務のうち同法第二条第五号に規定する旅客施設又は同条第七号に規定する車両等における同条第二号に規定する移動等円滑化(同条第四号に規定する公共交通事業者等が講ずる措置によるものに限る。)
(に係るものに関すること(他局の所掌に属するものを除く。))。

(観光政策課の所掌事務)

第五十二条 観光政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合政策局の所掌事務(第四条第一項第三十二号から第三十六号までに掲げるものに限る。第五十四条第二号において同じ。)に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二・三 (略)

(情報政策課の所掌事務)

第五十九条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 情報管理部の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 (略)

四・五 (略)

(行政情報化推進課の所掌事務)

第六十条 行政情報化推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に関する行政の情報化の推進に関する総合的な政策(情報システムに係る情報の安全の確保に関するものを除く。

(観光政策課の所掌事務)

第五十二条 観光政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合政策局の所掌事務(第四条第一項第四十五号から第四十九号までに掲げるものに限る。第五十四条第二号において同じ。)に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二・三 (略)

(情報企画課の所掌事務)

第五十九条 情報企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 国土交通省の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 四 国土交通省の保有する個人情報保護に関すること。
- 五 国土交通省の所掌事務に関する調査及び統計に関すること(他の所掌に属するものを除く)。
- 六・七 (略)

(建設調査統計課の所掌事務)

第六十条 建設調査統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に関する調査及び統計(建設投資及びこれに関連する経済事情に関するもの(交通に関連するものを除く。)に限

（）の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

二 国土交通省の情報システムの整備及び管理に関すること。

（情報安全・調査課の所掌事務）

第六十一条 情報安全・調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に関する情報システムに係る情報の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 二 国土交通省の保有する個人情報保護に関すること。
- 三 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（総務課の所掌事務）

第七十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 （略）
- 三 公共用地取得制度に関すること。
- 四 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
- 五 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事

る。）についての企画及び立案並びにこれらを実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

二 建設投資及びこれに関連する経済事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関すること（交通に関連するものを除く。）。

三 建設工事及び建築工事に関する指定統計調査その他の建設統計調査の実施に関すること。

（交通調査統計課の所掌事務）

第六十一条 交通調査統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内外の交通事情及び交通に関連する経済事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関すること。
- 二 国土交通省の所掌事務に関する交通に関連する指定統計調査及び輸送統計調査（都市・地域整備局及び道路局の所掌に属するものを除く。）の実施に関すること。

（総務課の所掌事務）

第七十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

務の総括に関すること。

六 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

七 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

八・九 (略)

(まちづくり推進課の所掌事務)

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付けに関すること(独立行政法人都市再生機構の行う宅地の造成及び土地区画整理事業(宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。)

に要する資金の貸付けに関すること並びに土地・水資源局及び住宅局並びに市街地整備課の所掌に属するものを除く。)

九〇十一 (略)

(河川環境課の所掌事務)

第一百条 河川環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 河川に関する事業(ダム^{ダム}の整備に関するものを除く。)(の助成に関する^{すべし}。)

五〇九 (略)

三・四 (略)

(まちづくり推進課の所掌事務)

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付けに関すること(独立行政法人都市再生機構の行う宅地の造成及び土地区画整理事業(宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。)

に要する資金の貸付けに関すること並びに総合政策局及び住宅局並びに市街地整備課の所掌に属するものを除く。)

九〇十一 (略)

(河川環境課の所掌事務)

第一百条 河川環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四〇八 (略)

十 地方公共団体等からの委託に基づき、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

(治水課の所掌事務)

第一百一条 治水課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 流域における治水及び水利に関する施策の推進に資する事業(ダム)の整備と併せて行われるものに限る。()の助成に関する事

七・八 (略)

(路政課の所掌事務)

第一百七条 路政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 高速自動車国道(国がその整備を行うものに限る。)及び一般国道並びに北海道の開発道路の整備及び保全(除雪を含む。)以外の管理に関する事(道路交通管理課の所掌に属するものを除く。)()。

七 九 (略)

(国道・防災課の所掌事務)

第一百一条 国道・防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 高速自動車国道(国がその整備を行うものに限る。)()及び一般国道の整備及び保全(除雪を含む。)()に関する事(高速自動車国道法)

九 地方公共団体等からの委託に基づき、第三号及び第六号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

(治水課の所掌事務)

第一百一条 治水課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 流域における治水及び水利に関する施策の推進に資する事業(河川)の整備と併せて行われるものに限る。()の助成に関する事

七・八 (略)

(路政課の所掌事務)

第一百七条 路政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 一般国道及び北海道の開発道路の整備及び保全(除雪を含む。)()以外の管理に関する事(道路交通管理課の所掌に属するものを除く。)()。

七 九 (略)

(国道・防災課の所掌事務)

第一百一条 国道・防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一般国道の整備及び保全(除雪を含む。)()に関する事(災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの、災害復旧事業の監督及び助

昭和三十三年法律第七十九号)第五条第一項及び第三項に規定する整備計画の企画及び立案、災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの並びに災害復旧事業の監督及び助成に關すること並びに路政課及び道路交通管理課の所掌に屬するものを除く。)

二・三 (略)

(有料道路課の所掌事務)

第百十三條 有料道路課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 高速自動車国道の整備、利用、保全その他の管理に關すること(他課の所掌に屬するものを除く。)

六 (略)

(住宅局に置く課)

第百十四條 住宅局に、次の六課を置く。

総務課

住宅政策課

住宅総合整備課

住宅生産課

建築指導課

市街地建築課

(総務課の所掌事務)

成に關すること並びに路政課及び道路交通管理課の所掌に屬するものを除く。)

二・三 (略)

(有料道路課の所掌事務)

第百十三條 有料道路課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 高速自動車国道の整備、利用、保全その他の管理に關すること(路政課及び道路交通管理課の所掌に屬するものを除く。)

六 (略)

(住宅局に置く課等)

第百十四條 住宅局に、次の六課及び住宅資金管理官一人を置く。

総務課

住宅政策課

住宅総合整備課

住宅生産課

建築指導課

市街地建築課

(総務課の所掌事務)

第百十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 住宅（その附帯施設を含む。）の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備（以下この目において「住宅の供給等」という。）に関する事務のうち、住宅資金に関する政策の企画及び立案に関すること。

三 (略)

四 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること（土地・水資源局及び市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。

五 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の規定による勤労者財産形成政策基本方針（勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限る。）の策定に関すること。

六 独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会及び住宅金融支援機構分科会の庶務に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、住宅局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（住宅総合整備課の所掌事務）

第百十七条 住宅総合整備課は、住宅の供給等に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第百十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 (略)

三 独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会の庶務に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、住宅局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（住宅総合整備課の所掌事務）

第百十七条 住宅総合整備課は、住宅（その附帯施設を含む。）の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備（以下この目において「住宅の供給等」という。）に関する事務（他課及び住宅資金管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第二百一十一条 削除

(住宅資金管理官の職務)

第二百一十一条 住宅資金管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること（土地・水資源局及び市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 住宅の供給等に関する事務のうち、住宅資金に関する政策の企画及び立案に関すること。
- 三 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の規定による勤労者財産形成政策基本方針（勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限る。）の策定に関すること。
- 四 独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会の庶務に関すること。

(鉄道局に置く課等)

第二百二十二条 鉄道局に、次の七課及び安全監理官一人を置く。

総務課
幹線鉄道課
都市鉄道課
財務課
鉄道業務政策課
技術企画課
施設課

(鉄道局に置く課等)

第二百二十二条 鉄道局に、次の七課及び安全監理官一人を置く。

総務課
幹線鉄道課
都市鉄道課
財務課
業務課
技術企画課
施設課

(総務課の所掌事務)

第二百二十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 鉄道局の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること(鉄道業務政策課及び技術企画課の所掌に属するものを除く。)
- 三 九 (略)

(鉄道業務政策課の所掌事務)

第二百二十七条 鉄道業務政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鉄道等の利用の促進及び鉄道等による運送サービスの向上に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること(他課及び安全監理官の所掌に属するものを除く。)

(自動車交通局に置く課)

第三十条 自動車交通局に、技術安全部に置くもののほか、次の五課を置く。

総務課
安全政策課
旅客課
貨物課

(総務課の所掌事務)

第二百二十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 鉄道局の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること(技術企画課の所掌に属するものを除く。)
- 三 九 (略)

(業務課の所掌事務)

第二百二十七条 業務課は、鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関する事務(他課及び安全監理官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(自動車交通局に置く課)

第三十条 自動車交通局に、技術安全部に置くもののほか、次の四課を置く。

総務課
旅客課
貨物課

保障課

2 技術安全部に、次の五課を置く。

自動車情報課

技術企画課

審査課

整備課

環境課

(総務課の所掌事務)

第三百三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 自動車交通局の所掌事務に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること(技術安全部及び安全政策課の所掌に属するものを除く)。

三〇八 (略)

九 道路運送に係る助成に関すること(地域住民の生活に必要な輸送の確保並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上に係るものを除く)。

十 (略)

十一 自動車ターミナルに関すること(政策統括官の所掌に属するものを除く)。

十二・十三 (略)

保障課

2 技術安全部に、次の五課を置く。

管理課

技術企画課

審査課

整備課

環境課

(総務課の所掌事務)

第三百三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 自動車交通局の所掌事務に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること。

三〇八 (略)

九 道路運送に係る助成に関すること(地域住民の生活に必要な輸送の確保に係るものを除く)。

十 (略)

十一 自動車ターミナルに関すること(総合政策局の所掌に属するものを除く)。

十二・十三 (略)

十四 (略)

十五 自動車損害賠償保障事業特別会計の経理に関する事

十六・十七 (略)

(安全政策課の所掌事務)

第一百三十一条の二 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送の安全の確保に関する事(技術安全部の所掌に属するものを除く。)

二 道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関する事。

(保障課の所掌事務)

第三十四条 保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、自動車事故による損害賠償を保障する制度に関する事(総務課の所掌に属するものを除く。)

四・五 (略)

(自動車情報課の所掌事務)

第三十五条 自動車情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

十四 道路運送の安全の確保に関する事(技術安全部の所掌に属するものを除く。)

十五 (略)

十六・十七 (略)

(保障課の所掌事務)

第三十四条 保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 自動車損害賠償保障事業特別会計の経理に関する事。

四 前三号に掲げるもののほか、自動車事故による損害賠償を保障する制度に関する事。

五・六 (略)

(管理課の所掌事務)

第三十五条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 技術安全部の所掌事務に係る自動車の使用における情報化の推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三 〇六 (略)

(海事局に置く課)

第四百四十条 海事局に、次の十課を置く。

総務課
外航課
内航課
運航労務課
造船課
船用工業課
安全基準課
検査測度課
船員政策課
海技資格課

(総務課の所掌事務)

第四百四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 〇一二 (略)

十三 海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の

受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のため

一 (略)

二 〇五 (略)

(海事局に置く課等)

第四百四十条 海事局に、次の十課及び首席海技試験官一人を置く。

総務課
外航課
内航課
運航労務課
造船課
船用工業課
安全基準課
検査測度課
船員政策課
海技資格課

(総務課の所掌事務)

第四百四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 〇一二 (略)

の試験の試験問題の作成及び試験の執行に関すること。

十四・十五 (略)

(海技資格課の所掌事務)

第五十四条 海技資格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること(総務課の所掌に属するものを除く)。

二・三 (略)

第五十五条及び第五十六条 削除

十三・十四 (略)

(海技資格課の所掌事務)

第五十四条 海技資格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること(首席海技試験官の所掌に属するものを除く)。

二・三 (略)

第五十五条 削除

(首席海技試験官の職務)

第五十六条 首席海技試験官は、海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事務をつかさどる。

(港湾局に置く課)

第五十七条 港湾局に、次の七課を置く。

総務課

港湾経済課

計画課

(港湾局に置く課)

第五十七条 港湾局に、次の七課を置く。

総務課

港湾経済課

計画課

振興課

技術企画課

国際・環境課

海岸・防災課

(総務課の所掌事務)

第五十八條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 港湾内の運河に関する事(技術企画課の所掌に属するものを除く)。

七・八 (略)

(計画課の所掌事務)

第五十九條 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 港湾等の整備及び保全に関する事業に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事。

三 五 (略)

(振興課の所掌事務)

第六十條 振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 レクリエーション港湾の整備、利用及び保全に関する計画に関する

振興課

建設課

環境・技術課

海岸・防災課

(総務課の所掌事務)

第五十八條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 港湾内の運河に関する事(環境・技術課の所掌に属するものを除く)。

七・八 (略)

(計画課の所掌事務)

第五十九條 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 港湾及び航路の整備及び保全に関する事業に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事。

三 五 (略)

(振興課の所掌事務)

第六十條 振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 レクリエーション港湾の整備、利用及び保全に関する計画に関する

こと（国際・環境課及び海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。

八 レクリエーション港湾の整備及び保全に関する事業の事業計画に関すること（国際・環境課及び海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。

九・十 （略）

（技術企画課の所掌事務）

第六十一条 技術企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 港湾等の整備及び保全に関する工事の実施に関すること（国際・環境課及び海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。

二 （略）

三 港湾等の整備及び保全に関する工事並びに国が行う海洋の汚染の防除に関する業務の用に供する船舶及び機器の整備及び運用に関すること。

四 港湾の整備、利用及び保全並びに航路の整備及び保全に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び成果の普及に関すること（国際・環境課の所掌に属するものを除く。）。

五 港湾の施設に関する技術上の基準に関すること。

六 （略）

七 実用船用原子炉に係る原子炉の附属施設（船舶外に設置されるものに限る。）に関する規制に関すること。

八 港湾施設の工業標準に関すること。

こと（環境・技術課及び海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。

八 レクリエーション港湾の整備及び保全に関する事業の事業計画に関すること（環境・技術課及び海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。

九・十 （略）

（建設課の所掌事務）

第六十一条 建設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 港湾等の整備及び保全に関する工事の実施に関すること（環境・技術課及び海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。

二 （略）

三 港湾等の整備及び保全に関する工事並びに国が行う海洋の汚染の防除に関する業務の用に供する船舶及び機器の運用に関すること。

四 港湾局の所掌事務に係る国際機関との連絡及び国際協力に関すること。

五 （略）

九 (略)

(国際・環境課の所掌事務)

第六十二条 国際・環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること(技術企画課の所掌に属するものを除く。)

四・七 (略)

八 港湾の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び成果の普及に関すること。

九 港湾局の所掌事務に係る国際機関との連絡及び国際協力に関すること。

(航空局に置く課等)

第六十四条 監理部に、次の四課を置く。

総務課

航空安全推進課

国際航空課

六 (略)

(環境・技術課の所掌事務)

第六十二条 環境・技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること(建設課の所掌に属するものを除く。)

四・七 (略)

八 港湾の整備、利用及び保全並びに航路の整備及び保全に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び成果の普及に関すること。

九 港湾の施設に関する技術上の基準に関すること。

十 港湾等の整備及び保全に関する工事並びに国が行う海洋の汚染の防除に関する業務の用に供する船舶及び機器の整備に関すること。

十一 実用船用原子炉に係る原子炉の附属施設(船舶外に設置されるものに限る。)に関する規制に関すること。

十二 港湾施設の工業標準に関すること。

(航空局に置く課等)

第六十四条 監理部に、次の三課及び予算管理官一人を置く。

総務課

国際航空課

航空事業課

234 (略)

(総務課の所掌事務)

第六十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 航空局の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること (航空安全推進課の所掌に属するものを除く)。
- 三 五 (略)
- 六 航空局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 七 空港整備特別会計の経理に関すること。
- 八 九 (略)

(航空安全推進課の所掌事務)

第六十六条 航空安全推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空局の所掌事務に関する航空の安全の確保 (航空に関する危機管理を含む。次号において同じ。) に関する対策の推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 航空局の所掌事務に関する航空の安全の確保に関する対策の推進に関する調整に関すること。

(国際航空課)

航空事業課

234 (略)

(総務課の所掌事務)

第六十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 航空局の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること。
- 三 五 (略)
- 六 七 (略)

(国際航空課)

第百六十七条 (略)

(航空事業課)

第百六十八条 (略)

第百六十六条 (略)

(航空事業課)

第百六十七条 (略)

(予算管理官の職務)

第百六十八条 予算管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

二 空港整備特別会計の経理に関すること。

(運航課の所掌事務)

第百七十五条 運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、技術部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(運用課の所掌事務)

第百八十条 運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 航空機の運航に関する情報の提供に関する事 (保安企画課及び管

(運航課の所掌事務)

第百七十五条 運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 航空路誌の編集に関する事。

四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、技術部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(運用課の所掌事務)

第百八十条 運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 航空機の運航に関する情報の提供に関する事 (技術部並びに保安

制技術課の所掌に属するものを除く。）。。

三 (略)

(参事官及び政策評価官)

第九十条 本省に、参事官五人及び政策評価官一人を置く。

2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務(第十七条第一号から第十二号まで、第十四号及び第十五号に掲げるものに限る。)を助ける。

3 政策評価官は、政策統括官のつかさどる職務(第十七条第十七号に掲げるものに限る。)を助ける。

(地方運輸局の内部組織)

第二百三十三条 (略)

2、4 (略)

5 第三項の部のほか、関東運輸局及び近畿運輸局に自動車監査指導部を置く。

6 (略)

(航空交通管制部の次長)

第二百二十条 福岡航空交通管制部に次長二人を、東京航空交通管制部に次長一人を置く。

2 (略)

企画課及び管制技術課の所掌に属するものを除く。）。。

三 (略)

(政策調整官及び政策評価官)

第九十条 本省に、政策調整官三人及び政策評価官一人を置く。

2 政策調整官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務(第十七条第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げるものに限る。)を助ける。

3 政策評価官は、政策統括官のつかさどる職務(第十七条第九号に掲げるものに限る。)を助ける。

(地方運輸局の内部組織)

第二百三十三条 (略)

2、4 (略)

5 第三項の部のほか、関東運輸局及び近畿運輸局に自動車業務監査指導部を置く。

6 (略)

(航空交通管制部の次長)

第二百二十条 福岡航空交通管制部に次長二人を、東京航空交通管制部及び那覇航空交通管制部にそれぞれ次長一人を置く。

2 (略)

(総務部の所掌事務)

第二百四十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十九 (略)

二十 留置業務に関する事。

二十一 海上保安庁の所掌に係る犯罪被害者等(犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第六十一号)第二条第二項に規定する犯罪被害者等をいう。)の権利利益の保護に関する企画及び立案並びに調整に関する事。

二十二 (略)

(警備救難部の所掌事務)

第二百四十九条 警備救難部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十 (略)

十一 十四 (略)

附則

(総合政策局の所掌事務についての読替え等)

第二条 総合政策局の所掌事務については、当分の間、第四条第一項第十
九号中「関すること」とあるのは、「関すること(都市・地域整備局の
所掌に属するものを除く。)とする。

2 (略)

(総務部の所掌事務)

第二百四十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十九 (略)

二十 (略)

(警備救難部の所掌事務)

第二百四十九条 警備救難部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十 (略)

十一 十五 (略)

附則

(総合政策局の所掌事務についての読替え等)

第二条 総合政策局の所掌事務については、当分の間、第四条第一項第三
十二号中「関すること」とあるのは、「関すること(都市・地域整備局
の所掌に属するものを除く。)とする。

2 (略)

(総合政策局環境政策課の所掌事務についての読替え)

第五条の四 総合政策局環境政策課の所掌事務については、当分の間、第四十条第三号中「関すること」とあるのは、「関すること(都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。)」とする。

(総合政策局環境・海洋課の所掌事務についての読替え)

第五条の四 総合政策局環境・海洋課の所掌事務については、当分の間、第三十九条第四号中「関すること」とあるのは、「関すること(都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。)」とする。

○国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）（附則第二項関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行															
<p>（庶務）</p> <p>第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。</p>																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">住宅金融支援機構分科会</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">住宅金融支援機構分科会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">港湾空港技術研究所分科会</td> <td style="text-align: center;">港湾局技術企画課において処理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	住宅金融支援機構分科会	住宅金融支援機構分科会	(略)	(略)	港湾空港技術研究所分科会	港湾局技術企画課において処理する。	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">住宅金融支援機構分科会</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">住宅局総務課において処理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">港湾空港技術研究所分科会</td> <td style="text-align: center;">港湾局建設課において処理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	住宅金融支援機構分科会	住宅局総務課において処理する。	(略)	(略)	港湾空港技術研究所分科会	港湾局建設課において処理する。	(略)	(略)
住宅金融支援機構分科会	住宅金融支援機構分科会																
(略)	(略)																
港湾空港技術研究所分科会	港湾局技術企画課において処理する。																
(略)	(略)																
住宅金融支援機構分科会	住宅局総務課において処理する。																
(略)	(略)																
港湾空港技術研究所分科会	港湾局建設課において処理する。																
(略)	(略)																
分科会		担当課等															

○独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（機構が承継する資産に係る評価委員の任命等）</p> <p style="text-align: center;">第三条（略）</p> <p style="text-align: center;">2（略）</p> <p style="text-align: center;">3 法附則第三条第八項の規定による評価に関する庶務は、国土交通省住宅局総務課及び財務省大臣官房政策金融課において処理する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（機構が承継する資産に係る評価委員の任命等）</p> <p style="text-align: center;">第三条（略）</p> <p style="text-align: center;">2（略）</p> <p style="text-align: center;">3 法附則第三条第八項の規定による評価に関する庶務は、国土交通省住宅局住宅資金管理官及び財務省大臣官房政策金融課において処理する。</p>